

審 査 基 準

平成19年10月 1 日作成

法 令 名：大規模地震対策特別措置法施行令
根 拠 規 定：第12条第 1 項
処 分 の 概 要：緊急輸送車両の確認
原権者（委任先）：兵庫県知事、兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：根拠規定に同じ。
審 査 基 準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：即時
申 請 先：申請書は、当該車両の出発地を管轄する警察本部の交通規制課 交通管制センターに提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課管制運用係 078 - 341 - 7441（内線5216）
備 考：

別紙

車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは確認することができる。

- 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。
- 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。
- 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。
- 4 2, 3以外の場合であって、地震防災応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。